

被扶養者資格継続調査から

8月に実施しました被扶養者資格継続調査につきましては、お忙しいなかご協力いただきありがとうございました。

調査の結果、収入の増加等により被扶養者の資格が遡って取消される場合がありますが、取消日は取消しが判明した日ではなく、取消しの事由が発生した日になり、資格喪失後に医療機関等で受診していた場合、共済組合が負担した医療費等は返還していただくことになります。

組合員のみなさまには、日頃より被扶養者の収入等を確認していただき、被扶養者が取消しの要件に該当した場合は、すみやかに所属所の共済事務担当課へ申し出てくださいますようお願いいたします。

被扶養者の認定基準については、ホームページ等でお知らせしておりますが、今回は、特に注意していただきたい事例について掲載いたします。

パート・アルバイト等の収入増加により 被扶養者（基準額が130万円の者）の資格が取消しとなる場合

※ 60歳以上の公的年金受給者または障害年金受給者の基準年額は180万円、基準月額額は150,000円です。

● 次の①～④に当てはまる場合は、該当期間の初月の1日に遡って取消しになります（就職した時点で明らかに基準額を超えるようになる場合は就職日から取消しになります）。

①収入が3か月連続して月額108,334円以上となった場合

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
給料月額	10万	10万	11万	12万	11万	10万	9万	10万	10万	9万

→ 3月から被扶養者の認定取消しになります。

→ 直近3か月連続の給料が基準収入未満であれば9月以降の所属所受付日から再度認定が可能

②3か月連続して月額108,334円以上の収入はなくても、4か月のうち、3か月分が月額基準額を超えていた場合で、その4か月を平均した額が108,334円以上となる場合

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
給料月額	9万	11万	12万	10万	12万	10万	9万	10万	10万	9万

→ 2月から5月までの平均額が108,334円を超えているため、2月から被扶養者の認定取消しとなります。

→ 直近3か月連続の給料が基準収入未満であれば9月以降の所属所受付日から再度認定が可能

③連続して月額108,334円以上の収入はなくても、年額130万円を超える場合

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	12月	1月	2月
給料月額	10万	10万	12万	10万	12万	10万	▶▶▶▶	10万	12万	10万

→ 3月から被扶養者の認定取消しとなります。
130万円以上

④賞与等を含めて月額108,334円以上の収入がある場合

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
給料月額	9万	9万	10万	10万	10万	10万	9万	10万	11万	10万
						賞与 8万				

6月に夏の賞与が8万円支給されたので、8万円÷6≒13,333円を1～6月に振り分けます。結果、3か月連続して基準額以上となるので3月から取消しとなります。

共済組合では、資格継続調査時において調査対象となる過去の期間における書類※の提出をお願いすることになりますので、大切に保管をお願いいたします。

※給与明細書、源泉徴収票、雇用証明書、年金裁定・改定・支給通知書、確定申告書、収支内訳書、送金明細票など